

# 贈与税の申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP

1

## 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー



- 👍 確定申告には、ご自宅からパソコンでご利用いただける確定申告書作成コーナーが便利です！
- 👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

STEP

2

## 申告書を作成

- 👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

## e-Taxで送信して提出

### マイナンバーカードを使って送信

パソコンの画面に表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法で、**ICカードリーダライタがなくても、マイナンバーカードを利用して、ご自宅のパソコンからe-Tax送信ができます。**

#### マイナンバーカードの準備



マイナンバーカードの取得方法は裏面を見てね！



QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### QRコードを使ったマイナンバーカードの読み取り手順



##### ① アプリの起動

スマートフォンで、マイナポータルアプリを起動。



##### ② QRコード読み取り

マイナポータルアプリのQRコード読取機能を使って、パソコンの画面に表示されたQRコードを読み取る。



##### ③ マイナンバーカード読み取り

スマートフォンに表示される画面の案内に沿って、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る。

〔マイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です〕

### 令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利になります！

#### マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※



#### ①e-Taxへのログインのみ！



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

〔マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。〕

## ■ 個人から財産をもらったときの贈与税の申告について

1年間（1月1日～12月31日）に財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、

- ① 「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用するとき

には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

## 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご案内

### ① トップ画面で「作成開始」を選択



### ② 「贈与税」を選択し入力を開始



## ■ 添付書類のイメージデータによる提出について

e-Taxで贈与税の申告書を送信する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

（注）このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

## 操作が分からない場合は「よくある質問」へ

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。よくある質問をご覧ください。よくある質問を閲覧いただいても解決しない場合は、**電話**でお問い合わせすることもできます。お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

（注）国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。

## マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用して、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

### マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから！



マイナンバーカード 取得方法